

令和3年度 第16回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和3年11月29日（月）13時37分～16時38分
開催場所	横浜市役所18階 なみき18・19会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、上野委員、酒井委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	押田委員、片谷委員、五嶋委員、田中稲子委員、藤井委員、藤倉委員
開催形態	公開（傍聴者 10人）
議 題	<p>1 アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業第2分類事業判定届出書について</p> <p>2 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書について</p> <p>3 （仮称）深谷通信所跡地公園整備事業 環境影響評価方法書について</p> <p>4 （仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価方法書について</p> <p>5 （仮称）横浜市中区海岸通計画 第2分類事業判定届出書について</p>
決定事項	令和3年度第15回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する
<p>議事</p> <p>1 令和3年度第15回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>（1）アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書について</p> <p>ア 諮問</p> <p>イ 第2分類事業に係る判定手続等について事務局が説明した。 質疑、特になし</p> <p>ウ 第2分類事業判定届出書の概要について事業者が説明した。</p> <p>エ 質疑</p> <p>【奥会長】 はい、御説明ありがとうございました。それでは、ただ今の説明に對しまして、委員の方から質問等がありましたら、お願いいたします。発言を希望される方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。</p> <p>【菊本委員】 じゃあ、私から、菊本です。</p> <p>【奥会長】 はい、菊本委員どうぞ。</p> <p>【菊本委員】 38枚目のスライドのところ、土壌汚染に関する対策ですかね。それは御説明いただいでいて、それで廃棄物の保管場所の底面はコンクリート構造ということと、それと地下浸透の禁止物質の保管場所にはコーティングとか、ステンレス製の板をとということが書いてあるのですが、液体とか、あるいは漏洩して地下に浸透する場合というのは液体状になって、あるいは水に溶けて浸透していくことになりますので、表面をコーティングするだけではなくて、何て言うのですかね、プールのような形できちんと囲い込んでおく必要があるのですけれども、その辺の対策も十分に行うと考えてよろしいのでしょうか。</p> <p>【奥会長】 はい、お答えお願いいたします。</p> <p>【事業者】 御指摘の通り、液体に関しても回収できるように、囲うような構造を検討しております。</p>	

- 【菊本委員】 分かりました。その確認がしたかったので、十分だと思えます。ありがとうございます。
- 【奥会長】 はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。手は挙がっていないでしょうか。では私から。  
住宅地は一番近くても計画地から700メートルということでしたけれども、北西方向ですか、住宅地があるのは。
- 【事業者】 はい、北西方向になります。(事業者がスライド21枚目で住宅地の位置を示す)
- 【奥会長】 その辺りですね。はい、分かりました。小学校も1キロメートルぐらいのところですかね、一番近いところにありますのは。
- 【事業者】 (事業者がスライド21枚目で小学校の位置を示す)
- 【奥会長】 その辺りですか。はい、分かりました。これまで、特に近隣の住宅から苦情などが寄せられたことはありませんか。悪臭に関連してということと思いますが。
- 【事業者】 住宅地との距離も離れていますし、苦情等はございません。
- 【奥会長】 はい、分かりました。ありがとうございます。他の委員の方、いかがでしょうか。よろしいですか、特に御質問はないでしょうか。手を挙げられている方は、いらっしゃらないようですので。
- 【事務局】 田中修三先生が、手を挙げられています。
- 【奥会長】 すいません。田中修三委員ですね。はい、お願いいたします。
- 【田中修三委員】 はい、説明されたかもしれませんが、焼却炉の焼却温度は何度を想定されてますでしょうか。
- 【事業者】 燃焼室に関しては850度以上で、基本的に1000度以下ぐらいになっております。
- 【田中修三委員】 そうですか、分かりました。それぐらいの高温であれば、ほとんどの有害物質も大丈夫だと思います。結構です。
- 【事業者】 ありがとうございます。
- 【奥会長】 はい、よろしいでしょうか。資料の中に、温室効果ガスの排出量は書いてございますか。
- 【事業者】 スライド並びに判定届出資料の方に入れております。今、スライドの方が…すみません、排出量でしょうか。
- 【奥会長】 はい、全体の排出量です。
- 【事業者】 資料編の49ページの方に、熱回収率の計算と、今回の施設の稼働に伴う二酸化炭素排出量ということで、入れております。
- 【奥会長】 はい、分かりました。一番下の3.3(施設の稼働に伴う二酸化炭素排出量について)のところですね。分かりました。大丈夫です。ありがとうございます。他の委員の方、よろしいですか。御質問なければ、事業者との質疑応答は以上とさせていただきます。事業者の皆様どうもありがとうございました。それでは御退出をお願いいたします。

#### オ 審議

- 【奥会長】 それでは審議に入ります。御質問や御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか、追加では特にございませんか。手を挙げてらっしゃる方はいらっしゃらないようですので、ありがとうございます。

では、本事業は廃棄物の焼却施設ということですので、本日、片谷委員と藤倉委員が御欠席ですが、お二方に御意見がないかどうか、事務局の方で確認をしておいていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【事務局】 はい、分かりました。

【奥会長】 はい、よろしく申し上げます。では、他に本件について御意見ないようでしたら、本件に関する審議はこれで終了といたします。

(2) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

なお、指摘事項12-35、12-36については、事業者を確認した内容について事務局から説明を行った。

【事務局】 指摘事項12-35について、水田を残さないことについて事業者を確認したところ、「営農継続を希望する農家のほぼ全員が将来の農業基盤整備について、当初から農業振興ゾーン内の傾斜の改善や水田の収益性が低いことから畑地としての整備を希望しています。検討の中で、当初は水田を残しても良いという意見もありましたが、少数の農家で、自ら維持管理を行うことができないため、農業振興ゾーンに水田を残す希望はなくなりました。」ということでございます。

指摘12-36について水田の農家地権者が「水田はいいや」と発言されたことについて事業者を確認をしたところ、「上瀬谷地区の区画整理事業ではもう水田はいい」という意味で、区画整理の換地で別の場所に水田を求めるものでも、区画整理の区域外に水田の代替地を求めるものでもないということでした。

イ 質疑、特になし

ウ 事業者資料について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 はい、御説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問等ありましたら、委員の方からお願いしたいと思いますが、本日欠席されている藤井委員、片谷委員から補足資料についてコメントをいただいているということですので、事務局からそちらについての紹介をお願いいたします。

【事務局】 本日提出されました補足資料 55 に関連しまして藤井委員から、また、補足資料 62 に関連しまして片谷委員からコメントを事務局でお預かりしています。御説明申し上げます。まず、藤井委員からのコメントになります。「資料の作成ありがとうございました。補足資料55についてコメントさせていただきます。調査方法について、事前に地元団体へのヒアリングがあったのかどうか、カヤネズミの生息を念頭に置いた調査が行われたのかどうかをお聞きしたかったので、調査方法全般については了承しました。ただ、ヒアリングについては事後に行われたということで、本来であれば事前に地元団体にヒアリングを行っていただきたかったのですが、カヤネズミの調査については、ヒアリングの前に実施されていたということでした。」ということですが、カヤネズミの調査については、ヒアリングの前に実施されていたということでした。また、指摘事項 12-35 のところで事務局から（事業者への確認内容を）説明を行いました件ですが、「水田を残さないことについては理解しましたが、水田は生態系に

大きく寄与しており、環境学習としての利用も期待されます。冬季も冬水田んぼとして水を張れば冬季の湿地環境も維持できます。事業者も新たに創出する生物の生息環境の中で環境活動ができるかどうかを検討するという話ですので、その中に水田を取り入れていただけるよう、是非お願いしたいと思います。」こちらは御要望になります。

続きまして、片谷委員からのコメントです。補足資料62について、「補足資料の趣旨は、具体的な防災拠点計画とそれに伴う環境配慮は公園整備事業に引き継ぐということであると理解いたしました。その判断は妥当なものとして理解します。引き継がれる際に公園整備事業の担当部署に配慮をお願いしたい点は、もし公園区域内に希少種を含めた多様な生物の生息が可能なエリアが含まれる場合には、そのエリアと、災害発生時にヘリポート、緊急車両駐車場、宿营地等となるエリアをあらかじめ区別しておき、公園が防災拠点として活用される場合にも生態系の保全が図られるように配慮するという点です。」

お預かりしておりますコメントは以上になります。

【奥会長】 はい、ありがとうございました。本日御出席の委員の方から、御質問、御意見ありましたら、お願いしたいと思います。挙手をしていただけますでしょうか。はい、宮澤委員どうぞ。

【宮澤委員】 宮澤です。すみません、仕事の関係で出席が遅れてしまいました、失礼しました。資料の作成ありがとうございました。盛土、切土のところでお願いがあります。(補足資料の) 35、36 ページに具体的に断面を紹介してくださっています。簡単に言いますと、正直、小さくてよく分からないということなのです。図の取り方なのですが、縦に2つに分割すれば縮尺が大きくできるのではないかと思います。正直、この図だとほとんど差が分からないところがたくさんあり、把握しにくいのです。前に私が指摘したのは全面的な改変になるのであればこれほど申し上げたのですけれど、その傾向は大きくは変わらないでしょうけれど、ただ、もう少し大きく表示してもらおうと理解が進むのかと思います。もちろん、画面は紙よりは比較的分かりやすいのですけれど、そう思いました。仮にこれを載せるのであれば縦に分割してもう少し縮尺を大きくするなど、何か工夫してもらえませんか。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。これは評価書段階で工夫をお願いしますということですか。

【宮澤委員】 はい。

【奥会長】 ありがとうございます。では、そちらは事業者の方よろしいですか。もう少し変化が分かるように、見やすいようにお願いしますということですか。

【土地区画整理事業者】 はい、分かりました。分かりやすい形を検討します。

【奥会長】 では、横田委員、お願いします。

【横田委員】 はい、3点ほどお伺いさせていただければと思います。いずれも御回答いただいた内容に加えてお尋ねしたいことになります。

一つは景観(補足資料 58)に関してなのですが、地点7からの桜並木の景観資源の外周部からの見え方という点で、この保全措置の書き方については理解いたしました。その中に区域内道路4.8キロメートルに対しても桜並木の代償的な補植がされるという記載になっておりますけ

れど、この区域内道路（全長 4.8km）の範囲を教えてくださいました。続けてすみません、二点目ですけれど、切土、盛土に関する内容になります。（補足資料60の断面図には）盛土、切土の対象に調整池が入っていないようなのですけれど、例えば、A-A'断面の図によりますと調整池の検討位置の部分が、造成面と現況が同じ高さになっていて、調整池4を反映した造成面の高さになっていないように思うのですけれど、これはどのようなデータなのかということです。それが盛土に関することです。

補足資料 61 の調整池4に関することなのですけれど、面積については検討していきますが、容積については、変化はないと御説明いただいていると思うのですけれど、面積の範囲を評価書段階で示すことはできないのかということが三つ目の質問になります。はい、以上です。

【奥会長】

はい、では、御回答お願いいたします。

【土地区画整理事業者】

3点質問のあったことについてお答えさせていただきたいと思えます。区域内道路 4.8 キロメートルという形なのですけれど、今、この図（補足資料 34 ページの図 60-1）の白抜きの部分が道路とさせていただければと思います。縦に真っ直ぐ走っているのが環状4号線で、これは桜の通りでございます。それ以外の通りとして南北方向に一番東側に1本、それと東西方向に3本、上（北）から1本、S字の2本目と、一番南の3本目、これらの区画道路が総延長で約4.8キロメートルとなるということで、ここに将来、街路樹などを植えていく形を考えているところでございます。

二つ目、切り盛りの中に調整池が入っていないということなのですけれど、今回の補足資料 61 の3段落目のまた以降に少し記載しているのですけれど、準備書でお示ししている「切土・盛土の状況」の図は、土地の造成に伴う切土、盛土ということなので構造物を想定するところの切り盛りについては今回記載していないということで、少し分かりにくいのですけれど、このような記載方法にさせていただいたということでございます。ですので、白抜きになっているということで御理解いただければと思います。三点目の調整池4の容量は決まっているけれど面積はどのようなのですかという御質問についてですが、御指摘のとおり容量は決まっているのですけれど、面積はこれから公園整備事業と連携しながら決めていく関係がございますので、面積については、今後、引き続き公園整備事業と連携させていただきながら決めていきたいということで御理解いただければと思います。以上です。

【奥会長】

はい、どうでしょうか、横田委員。

【横田委員】

ありがとうございます。一点目の道路の範囲は分かったのですけれど、例えば、景観の、作成していただいている地点7のフォトモンタージュで東西方向の道路が見えているかと思うのですけれど、このようなものは区域内道路には含まれないのでしょうか。

【土地区画整理事業者】

今回お示している、ここは農道扱いなので、ここ（区域内道路）には含まれていない形になります。環状4号線から西側の道路については、今、街路樹を植えるということは検討していない状況でございますので、ここについては植える計画はないということで御理解いただければと思います。

- 【横田委員】 分かりました。桜の対象としてはよろしいかと思うのですが、先ほど、景観の前の生態系の話のところ（補足資料 56）で、畔や農地間の環境を保全するように心がけるという記述があったと思うのですが、このような農道の環境が描かれていない中で、農道周りの、これまで畔だったようなところをどのように保全できるかということは、生態系にとってもかなり重要な点になりますし、農道沿いの盛土の擁壁の高さがどのように連続するかということは、おそらく景観的にも重要な点になってくるかと思うのです。農道の取り扱いを記載できる部分があればどこかできちんと記載していただけないかということが申し上げたいことです。特に生態系と景観で、農道の建設による影響というものです。二点目の切土の対象に調整池が入らないということは分かったのですが、これは一般的にそういうものなののでしょうか。切土イコール設備的な調整池は含まない、ということは一般的な考え方でよろしいのでしょうか。
- 【奥会長】 はい、どうでしょうか。
- 【事務局】 事務局からよろしいでしょうか。
- 【奥会長】 はい。
- 【横田委員】 はい。
- 【事務局】 切り盛りの対象になるのは宅地として造成するところになりますので、調整池は外して考えるというのが一般的なやり方です。
- 【横田委員】 分かりました。そうしますと、調整池の構造、面積、それから断面構造というのは未確定であって、これはなかなか評価書の段階でも間に合うか分からないから公園整備事業の方に引き継ぐという考え方でよろしいのですか。
- 【土地区画整理事業者】 規模など、容量は決まっていますが、面積については、今後、公園整備事業と連携しながら決めていく形になります。
- 【横田委員】 おそらく、そこが保全措置の一つ重要な点になってくるかと思えます。先ほどの農道の扱いも少し見えない部分だったと思うのですが、調整池を地上化した周辺での構造的な配慮について、書ける内容を評価書の方に御記述いただいて、また、具体的に引き継ぐべき視点を公園整備事業にきちんと引き継ぎをしていただくということが重要かと考えます。そのような形でお願いできればと思います。以上です。
- 【奥会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか、事業者の方。
- 【土地区画整理事業者】 農道の関係と調整池の関係の記載の方法について、了解しました。
- 【奥会長】 はい、他の委員の方いかがですか。よろしいですか、御質問ございませんでしょうか。横田委員、どうぞ。
- 【横田委員】 もう一つ、補足資料 62 の防災機能に関してお伺いできればと思うのですが、これも防災拠点になるエリア周辺の公園内の通行路の影響がかなり効いてきそうな気がいたしましたので、これに関しても、先ほどのお話の続きですが、是非公園整備事業に引き継いでいただいて、公園内の通行路が生息地の保全とどのようにうまくゾーニングして設計できるのかということを引き継ぎ事項として、是非具体化して公園整備事業に渡していただきたいと思います。以上です。
- 【奥会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか、事業者の方。御回答ございますか。

【土地区画整理事業者】	分かりました。
【奥会長】	はい、他はいかがですか、ないでしょうか。補足資料 17 ページを（画面に）出してください。波線で追加していただいている部分ですが、環境保全措置の検討として、周辺の緑との連続性や生物の移動、生物の生息・生育環境の繋がりに配慮して、できる限り緑地の創出を行います（と記載がありますが、）これはどの部分で何をどこまで土地区画整理事業で行った後、公園整備事業に引き継ぐのかというところが分からないのですけれど、そこはどのように整理されるのか、もう一度、御説明をお願いします。公園整備事業のエリアについては公園整備事業の方で行って、それ以外のところ土地区画整理事業で、ここに記載されているような環境保全措置を講じていくという、そういうことですか。
【土地区画整理事業者】	準備書にも記載していますけれど、準備書の 9.10-144 ページに環境保全措置として、この環境保全措置自体、文章としては 9.10-147 ページに書いていますけれど、供用時の考え方として、事業実施区域全体を周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出ということで本事業での環境保全措置として考えております。
【奥会長】	はい、土地区画整理事業の方で行うものとして考えているということですか。
【土地区画整理事業者】	はい。
【奥会長】	公園整備事業（のエリア）のところについても土地区画整理事業の方で最初に行うということですか。
【土地区画整理事業者】	これは農道や公道で行うイメージでございまして、公園エリアは宅地をつかって公園整備事業に引き継ぐ形になりますので、それ以降は公園整備事業になるかと思えます。
【奥会長】	はい、分かりました。はい、他はいかがでしょうか。はい、宮澤委員。
【宮澤委員】	今のところなのですが、結局、心意気はよく分かるのですけれど、これは完全に代償ですから、作り出すのでしょうか、どの程度のボリュームでどの程度のものをつくるのか、それが分からないのです。確かに言葉だけ見ると、緑地の創出を出来る限りします、でも、出来る限りとはどの程度のボリュームなのかというのは全く判断できないので、これはいつ頃分かるのですか。評価書でも分からないのですか。結局、事業者の善意に期待するしかないということになるのでしょうか、教えてください。
【奥会長】	はい、お願いします。
【土地区画整理事業者】	はい。公道に関しては、植栽の幅ですとか、緑をつくるエリアが概ね分かってくるのですけれど、農地に関しましては、これから地権者の方と出来る限り自然を残す形でできないか調整していく形になるかと思えますので、そここのところは規模的にお示しすることは今の段階ではできない、引き続き地権者の方と調整しながら、なるべく緑を残せる方向でこれからも調整していきたいと思っていますところでございます。
【宮澤委員】	追加でいいですか。先程もあったのですが、畔など、コンクリートで農道との壁をつくるようですが、これは回避することは難しいのですか。むしろそれを回避した方が、この趣旨によっぼど合うような気がするのです。

【土地区画整理事業者】	宮澤委員の御指摘の通りでございまして、これから、その部分をなるべく道路に合わせた形で農地整備をできないかですとか、そこに緑を残せないかということ在地権者と調整させていただきたい。今、地権者の全体的な要望として農地を平らという条件が来ている中で、今、このような形で道路など、農地の高さを整地した関係でいきますと、このような擁壁ができてしまうという形なので、これについては、引き続き、地権者の皆様と話し合いしながらやっていきたいと思っていますところでございます。
【宮澤委員】	一つだけお願いがあります。農地に盛土などを行い、平らにする…。要は地権者の皆さんの要望を叶えるということです。これは自然を回復するまで相当な時間がかかり、その間はそれまでの生き物たちはここを利用できないわけです。そのような代償を払い、そのような利益を彼らに与えるわけですから、反面、この点については譲歩してくれという交渉をして欲しいと思うのです。これは要望です。
【土地区画整理事業者】	様々な御意見を踏まえながら、地権者の皆様とこれから調整していきたいと思っています。
【奥会長】	先ほどの事業者の方からの回答で、公道については、何をどこにどの程度、植えるのかということについては見えてくるということでしたが、それは評価書段階で明らかにされるということですか。
【土地区画整理事業者】	今も、準備書 2-11 ページに道路の断面は出ているのです。この中の歩道部分の中で一部分、街路樹を植えていく形になるのですけれど、それがどこになるかですとか、これを今、調整している段階でございまして、この歩道部分は、一部、緑を確保しながらやっていくという形で御理解いただければと思っていますところでございます。
【奥会長】	ということは今の準備書 2-11 ページの情報以上は評価書には出てこないということですか。
【土地区画整理事業者】	はい。
【奥会長】	ということなのですか…。はい、他はいかがでしょうか。はい、酒井委員。
【酒井委員】	農道のことについてなのですけど、農道の部分の地権者はどちらになるのでしょうか。
【土地区画整理事業者】	農道自体は横浜市になります。農道に接する農地が民有地になります。
【酒井委員】	そうですか。擁壁の部分はどちらになるのですか。
【土地区画整理事業者】	擁壁については、切り盛りの関係で、道路を守る擁壁であれば道路になってきますし、皆さん（地権者）の土地を守る擁壁になれば民有地の可能性がございます。
【酒井委員】	場所によって違うのですか。
【土地区画整理事業者】	その可能性が 있습니다。
【酒井委員】	何故聞いたかということ、擁壁と一言で言っても、絵（フォトモンタージュ）では簡単にコンクリートの垂直な壁で表現されていましたが、あれは CG の都合のようなもので、色々な形があろうかと思うのです。それから、法面も色々なタイプの工事の仕方などもあると思うのです。それから農地の部分をアスファルトで覆うかどうかなど、そのような細かいところでも生態系の、（事業者が）おっしゃられているような周



辺環境との連続性などは、そのようなことにも違いが生まれてくるので、もちろん、農家（地権者）の御都合とは違うかと思うのですが、生態系への配慮という観点から、事業者の方が管理されているということであれば、積極的に配慮をお願いできればと思います。例えば、横浜市の土地であれば、評価書ではそのようなことを踏まえた具体的な書きぶりができる要素があるということですので、そのようなことをお願いしたいと思います。

【土地区画整理事業者】

農道は基本的に舗装する予定でございまして、どこまでできるかなどにつきましては、今、緑をどれだけ確保できるかという書きぶりなど含め、可能な範囲で書いてみることを検討します。

【酒井委員】

既に決まっていながら情報を出さずに、連続性をなるべく考えてやりますということと言われても説得力がないというか…。

【土地区画整理事業者】

すみません。農道のメインのところ、農道の脇にも法面が出ればそこも横浜市の市有地になるのですが、そのようなところは舗装しないところもあるかもしれませんので、そのようなところについて、なるべく緑を確保しながら有機的に繋がられるように検討させていただきたいと思っていますのでございます。

【酒井委員】

舗装道路にするという経緯を、今初めて聞いたのですが、それはいつどのような経緯で決まったのですか。何故、準備書にはその情報が今まで出てこなかったのですか。

【土地区画整理事業者】

農道の扱いについては、今、舗装するという発言もありましたが、実際は、この道路についてどのような形で管理をして、土地としては今、横浜市の土地を考えてはいるのですが、この先、区画整理事業の中で市の土地を当てて、これをどのような扱いの土地で、どのようなものにしていくのかは、管理者や地権者の皆様と話し合いをしながら決めていくというところで、実際、まだ、その全て舗装する、どのような構成にするというところが決まっているところではないという状況です。

【酒井委員】

舗装するという発言は、どういう意味ですか。

【事務局】

事務局から補足させてください。

【奥会長】

はい。

【事務局】

今回、横浜市は土地区画整理事業として関与をしていくこととなりますが、本日列席しているのは区画整理の事業者であって、整備した道路、あるいは河川等、公園もそうですけれど、最終的には横浜市であっても管理者は異なってまいります。細かなところの設えについては、管理者との協議をして決めていくということなので、今のよう答え方になってきます。ただ、この審査会の中で出された要望、あるいは御指摘については、事業者として管理者と協議をしていくと、そこは事業者としても言っていけると思うのですが、最終的な設えになりますと、やはり管理者の判断ということになりますので、どうしても今のよう答え方になってくるかと思えます。

【酒井委員】

今の段階で決められないことはしょうがないことかと思うのですが、それでもアセスメントとしてはどのような影響があるのかということ予測して対策を立てるので、予測する中で、そうされる可能性がそれなりにあるというようなことを、きちんと説明をいただいて、その上でこのように対策をとるなり、とれるなりと考えます、という図書の書

きぶりになっていなければおかしいはずで、そこを何も決まっていからと、何も触れずに今まで来たど、あくまで、これからのことなのでどうなるか分からないのでという感じできたのはおかしいのではないかと思います。

【奥会長】

はい、そうですね。いずれにしても、現時点では明確なことはお答えいただけないという状況であることに間違いはないのですが、酒井委員がおっしゃるように、本来であれば所管課が複数にまたがって調整を要するとはいえ、ある程度調整がしっかり整って、もう少し正確な絵がしっかりと示せるような段階にならないと環境影響評価も、保全措置も適切に検討することがなかなか難しい状況になってしまいますので、やはり、何をどこに、誰がどのように整備するのかということころが、やはり分からない段階で、今、アセスにかかってしまったということ自体が非常に問題と言えれば問題だったということかと思ひます。ただ、既にもう手続きが進んでしまひて、本日が、実質的に最後ということになってひますので、ここで今、御指摘いただける点は全て出してひだいて、そして答申に繋げてひければと思ひます。他にはひかがでしようか。酒井委員、よろしいでしようか。

【酒井委員】

例えは、農道と言えども、ある程度の幅をアスファルトで埋めるというようなことになるれば、場合によっては、生き物が道路を渡れるようなコリドーのようなものを作る必要があるとか、また、それが地図的にこのようなどころにはそのようなものが必要になるはずだとか、そのような議論ができた可能性があるのにもかかわらず、その機会を逃してしまひたというのは、事業者さんの誠意を疑う話だと思ひます。以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。他はひかがでしようか。はい、横田委員、どうぞ。

【横田委員】

たびたびすみません。今日、断面を4本引いてひだいて、本当は体積として、面的な広がりがどうなのかということ補足資料60の盛土、切土の範囲として知りたかったのですが、この中で一点、検討の余地がないかということでお伺ひしたいのが、D-D'断面でして、D-D'断面は敷地の南西角に当たるわけなのですが、旧大門川の河道が存在してひいて、調整池が2つ地上式で生じるごころなのですが、ここを完全に埋めなければひけない理由が、少し理解が難しく、周辺との連続性などのような話をされるのでしたら、敷地の周辺部は可能なかぎり現地形を残すであるとか、そのような配慮が必要ではないかと思ひるので、例えはこのDのエリアで、なぜ盛土が8メートル生じるのかということ。これについて、御説明いただけひないでしようか。

【奥会長】

はい、お願いします。

【土地区画整理事業者】

Dのこの部分（盛土厚が8メートル生じてひいる部分）が、現地に行くと、ちょうどこら辺が一番低くなひてひいて、1回坂で下がってきて、南側の道路のごころで少しまた上がるイメージなのです。北からB-B'断面で見てひだくと、B'の方が若干高いのです。南側が高いので、その分の地形と合わせてひくと、このD-D'のこの部分も少し盛らせてひだいて周辺地形と合わせて掘らせてひだくという形を考えたというのが現在のごころでござひます。ちょうどこのDの調整池の部分が一番低いごころでござひて、そこは周辺と合わせると約8メートル

盛土という形で考えているところでございます。

【横田委員】 8メートル盛らずに、調整池を北側に均らしていくという発想は取れないのですか。どん深な調整池をつくるのではなく、調整池自体を可能な限り現地形の沿わせるようにすることはできないのでしょうか。例えば、旧河道を使えなかったのですか。

【土地区画整理事業者】 地形のことを考えると、あまり掘らない調整池かもしれません。構造物を置くような形で、周りを盛るようなイメージ。調整池の1番南の、少し長細い調整池（調整池5）は、現状高いところなので、ここは掘る形になるのですけれど、Dが少し絡んでいるところについては、確かに横田委員の御指摘通り、置くような形で、周辺を盛るようなイメージになるかと思えます。

【横田委員】 はい、これ一例なのですけれど、準備書の図 2.3-11 に切土・盛土の状況というところで、黄色と赤の図があると思うのですけれど、農業専用地区のところ、これだけ一面に盛土をしなければならない根拠が説明し尽くされていないし、その周辺の緑地との連続性において、盛土の影響がどのように回避できたり、低減できたりするかということが非常に重要な要素であって、それは周辺との連続性のあり方として、各項目の中で説明されなければならないことではないかと思うのです。今現在、周辺との連続性の確保と書かれているところで、それがどのように盛土と両立するのかということ、可能な限り追記していただかないとそのイメージがなかなか湧いてこないというのが正直なところ。周りが擁壁だらけにならないか、あるいは農道沿いが擁壁だらけにならないかという心配が一番大きいと思いました。周辺との連続性という言葉を使うのであれば、盛土との両立のさせ方をきちんと可能な限り具体的にさせていただくようお願いしたいと思います。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。横田委員、そこは評価書段階において可能な限りということですか。

【横田委員】 はい、この事業でしか配慮できないかと思えますので、記載していただきたいと思えます。

【奥会長】 分かりました。事業者の方、いかがでしょうか。

【土地区画整理事業者】 やっていく方向で検討します。

【奥会長】 ありがとうございます。他はいかがですか、よろしいでしょうか。

【宮澤委員】 一言だけ、宮澤から。

【奥会長】 はい、宮澤委員、どうぞ。

【宮澤委員】 横田委員は紳士なので丁寧に連続性の関係をきちんと説明してくれとおっしゃるのですが、全面的に盛土、切土をして環境の連続性を確保ということは元々矛盾しているもので、それは不可能です。私には、書けないことを書いてくれとおっしゃっているような気がしてならないです。本当に書けるのでしょうか。楽しみに待っています。意見でした。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。では、他にないようでしたら、事業者の皆様との質疑応答は以上とさせていただきます。事業者の皆様どうもありがとうございました。御退室をお願いします。

【土地区画整理事業者】 ありがとうございます。

（2事業者退場）

## オ 審議

- 【奥会長】 それでは審議に入ります。追加で御意見などございますか。本日も多々、御指摘、御意見いただきましたけれど、事業者に補足説明を求める事項というのは、いかがでしょう。今の切土の必要性、その影響と、それをどう回避していくのかということ、それを周辺との連続性の確保とどう両立させていくのか、そこも評価書に可能な限り書いてくださいと、それを検討しますという事業者からのお答えでしたけれど、評価書でどのように表現されるのかは期待するところではありますけれど、補足説明を求めるということまではしないということでもよろしいですか、もう一度何か資料を準備しろということを使うかどうかです。はい、横田委員、どうぞ。
- 【横田委員】 盛土のリクエストが農家の方々、地元の地権者の方々から来ているということで、今後の合意形成のプロセスを評価書にきちんと反映できるだけ反映していただくことが必要ではないかと思えます。事業者だけで決めて、そこがグレーなまま（ですと）、盛土の根拠が見えなくなってしまうので。可能な限り地権者の方との対話の履歴を残していただくことが大事だと思いました。以上です。
- 【奥会長】 はい、分かりました。
- 【酒井委員】 すみません。
- 【奥会長】 はい、どうぞ。
- 【酒井委員】 切土、盛土だけではなく、私が発言した農道の管理というか、その取り扱いの件についても併せてお願いできればと思います。
- 【奥会長】 はい、関係部署と今後協議していくということですけど、どのように、どのような協議が進んでいるのかという履歴を残して欲しいという要望でしょうか。
- 【酒井委員】 そうです、はい。特に農道部分は地権者が横浜市ということで、切土、盛土の本体部分とはまた違うと思うのです。農地部分の地権者と事業者の間の都合だけではなく、より公益的な形での取り扱いというのが、今、できる施設がやって当然だと思うので、それがきちんと過程が分かるように、一般市民に対して説得力のある説明ができるようにプロセスを含めた資料を普通の評価書に加えて補足してくださいということです。
- 【奥会長】 はい、分かりました。
- 【酒井委員】 よろしくお願いします。
- 【奥会長】 その辺りは答申にも盛り込んでいただくべき内容だと思いますので、それでは、まとめますけれど、今回の審議で事業者による補足説明を改めて求める必要性のある指摘はないということにさせていただいて、本日の審査会で補足説明は全て終了ということとし、事務局には、次回、答申をまとめるにあたって審議内容を確認するための検討事項一覧を準備していただくと。その際に、今後、準備書ではおそらく書ききれないと言いますか、まだ調整が地権者とも整っていないような状況があるでしょうから、それ以降の地権者や所管課が複数にまたがるということですので、そういったところとの協議の進捗状況やその内容について、しっかりと公にしていただけて、中身が分かるようにしていただく

と、それも併せて検討事項一覧の中に盛り込んでいただいて、最終的には答申に反映できるように事務局に準備していただくと、そういうことでいかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

【奥会長】 はい、ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。それでは、事務局は次回に向けて検討事項一覧を作成してくださるようお願いいたします。よろしいでしょうか。

【事務局】 分かりました。

【奥会長】 はい、では、本件に関する審議はこれで終了として大丈夫ですか、事務局。

【事務局】 はい、大丈夫です。

【奥会長】 はい、分かりました。では、まだ他にも案件がございますので、次の議題に移ってまいります。

(3) (仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業、(4) (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 ありがとうございます。只今の説明について、御質問など、ございますか、大丈夫でしょうか。先ほど、(指摘事項の)「6-3」のところでは田中修三委員からの追加の御指摘、口頭で御説明がありましたけれども、それについてもこの指摘事項等一覧に載せておいていただく必要があると思いますが、事務局、いかがですか。

【事務局】 かしこまりました。次回以降、そのようにいたします。

【奥会長】 はい、それは追記をお願いいたします。では、よろしければ、事業者に入場していただきまして、補足資料について説明を受けたいと思います。

ウ 補足資料について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 説明ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明について委員の方から御質問や御意見がありましたら、お願いいたします。挙手をしていただきましたら、指名をさせていただきます。いかがでしょうか。補足資料についてだけでなく、全体についての御質問等でも構いません。いかがでしょうか。

【事務局】 横田委員が手を挙げていらっしゃいます。

【奥会長】 横田委員、はい、どうぞ。

【横田委員】 御説明いただきまして、ありがとうございます。事業への理解を深めることも含めてお伺いしたいと思っております。

一つ目は、(補足資料2, 3に記載の) 河川の「切り回し」および「暗渠化」と「グリーンインフラ」についてなのですが、この西側の水路を盛土により埋め立てて、外周道路周辺のマウンド緑化などを整備される」というようなイメージかと思うのですが、この「水源」がどのようなようになっていて、この後、暗渠化された後に、その水路は例えばボックスカルバートみたいなものに入って、上が盛土されるとい

うようなイメージでよいのか、その辺りの水路と緑の関係をもう少し具体的に伺いできればと思います。2点目続けてよろしいですか。

【奥会長】

はい、どうぞ

【横田委員】

2点目は、(補足資料の)5番の「動物の調査地点」ですけれども、これだけの草地がある中で、ハビタットとしての草地環境をもう少し確保できないのかという問題意識は元々ありまして、草地環境の復元サイトのようなところを、きちんと位置付けた調査はできないものかと思うのですけれども、その様な草地のハビタットの保全のゾーニングというあたりをどう考えているか、教えていただければと思います。

3点目が(補足資料8,9の)「人と自然との触れ合い」の観点で、「触れ合い活動の場」ですとか、「景観」の場に関してですが、「景観」は、このような形で、概ねよろしいかと思うのですけれども、「触れ合い活動の場」の調査地点の設定根拠をもう少し具体的にお伺いできるでしょうか。実際に、不特定多数の方が使えない設備がたくさんあって、逆に言うと、どういうところが不特定多数の方が使えると認識されているのかを、お伺いできればと思います。以上、3点です。

【奥会長】

では、事業者の方、お答えください。

【事業者(墓園)】

まず、一つ目の御質問「水路」の件について、お答えいたします。今、方法書のページ(p.6-9)を出しておりますけれども、西側水路のまず、源流起点なのですが、今回の対象事業実施区域のさらに北側になります。緑色のライン(方法書 p.6-9 の図、西側水路の意)がちょっと円(対象事業実施区域の意)の外に少し出ているのですけれども、実際には緑色のラインがもう少し北側まで延びています。そちらの、もう少し北側の方が、この河川水路の源流部分になります。主に周辺の雨水を集めて流れていくものでございます。こちらの水路を、今の予定では、外周道路の中に雨水管と汚水管の下水管を整備する、としておりますけれども、その外周道路の中に整備する雨水管の方に、上流から流れてくる雨水を流す予定でございます。この雨水管の中を通過して、下流部については、現在の水路と接続するあたりで、現在の水路の部分に(つなげて)元に戻す、ということを考えております。ただ、現在の水路に周辺の地下水等が流れ込んでおります。こうした地下水の流動をできるだけ変えないために、現在水路がある場所については、有孔管等を入れて、地下水を集めて、それも下流側に流すということを考えております。上部については、土を盛って草地ですとか、そういったところであればということで、今検討しておるところでございます。水路の御説明については、以上でございます。

【事業者(公園)】

2点目、3点目について、お答えをさせていただきます。(2点目について)草地環境の保全ということで公園の計画を進めていく中で、墓園も含めてですけれども、どの程度の草地環境が保全できるのか、という細かい設計を現在検討しているところでございます。ただ、委員が言われるように草地環境の保全を念頭に置いた調査というのが、具体的にどの様な調査を指されているのかというのが、少し我々の方でイメージできなかったもので、その辺りを御示唆いただけるとありがたいと思います。

3点目でございます。「触れ合い活動」の調査でございますけれども、

今回追加の資料（補足資料9の意）でお示しをさせていただいております15ページを御覧いただければと思いますが、15ページの下段の図（図9-2）でございます。囲障区域、黄色で真ん中を括っておりますけれども、その下の紫部分が、当初「方法書記載の地点」ということで中央広場のみでございました。その周辺、紫というかピンクで塗り潰しているところ、ここが現在、不特定多数の方たちが御利用いただけるエリアということで認識をしておりますので、今回追加をさせていただいた範囲となります。灰色で示しているエリアでございますけれども、こちらについては、調査対象外ということで、主に野球場ですとか、グラウンドですとか、特定のチームの方が御利用になるということで、今回の調査を外したところでございます。以上になります。

【奥会長】

はい。

【横田委員】

ありがとうございます。1点目についてですけれども、「雨水管に入れて、周辺の雨水も導くような形で下流側に出すようなイメージだ」ということなのですが、一番ありがちなのがボックスカルバートの上を緑道にして、緑道はグリーンだけど雨水管の中との関係性は分断されている、というケースが非常によくある緑道整備の形式で、それをちょっとグリーンインフラというのは乱暴なような気がしております。やはり、そもそもの水みちをいかに生かせるかということですか、地下水脈を、いかに自然な流れを活用できるかというような形と、外周のランドスケープに水みちが見えてくるとか、表面に出してあげるといったようなことも含めて、考えられないものかと思いました。ただ、そもそも排水が主たる目的で、整備され尽くしてしまった河川という水路ということもあって、もともと人工的な水路に近いので、であれば、そういった湧水などを表に見せる別の形での外周道路沿いの水路みたいなものを整備して、水源自体はきちんと使ってですね、元の地下水や雨水を使って、グリーンインフラの教育的な効果も図れるような設備作りができたらいのではないかと、思いました。管を入れて上を緑道化してグリーンインフラ、という乱暴なやり方をあまり普及させないで欲しい、というのが私の個人的な意見です。

2つ目の草地ですね、これはやはり、これだけの草地ですけれども、均質なわけでは全くなくて、現地視察のときには相当刈り取りされてきました。けれども、夏場になると、かなり草丈にむらが出て、草丈の多様性が、草地の鳥ですとか、昆虫類の多様性に繋がっていると思うのです。そもそも、そういう光景の草地が成立しているところは、できるだけ草地のハビタットとして位置付けたりしながら、そこをどういうふうに草地の保全サイトに使えるかとか、あるいは、樹林との境界エリアにそういったところを担保できないか、というふうに、大きなスケールで環境保全できないか、というふうに思いました。周辺の樹林地の手前の草地ですとか、そういったところで結構、そういう光景、草地が夏場にあたりするので、そういったところはきちんと一体的な環境として保全できるような取り組みをまず検討すべきではないかと、その周辺はきちんと四季を通じて調査すべきではないかと思いました。

3点目の「触れ合い活動の場」ですけれども、私はこの事業に対してすごく印象として強いのは、これだけの施設が必要な理由について、あ

まり説明をいただけていないように思いまして、不特定多数の方がこれだけの施設を、こういうふうに分散的に配した空間で使い続けることというのが与える影響は、結構大きいのではないかと思います。今、こういった情勢でむしろ、特定の方ではなくて不特定の方々が広々と、あの開放草地を使えて、その近傍には自然地もきちんと保全されているというような草地がかなりニーズとしても、公園に対するニーズとしても高い中で、これだけの運動広場が必要で、その隙間を使うような形で設計しているということですのでけれども、この隙間で何ができるのか、ということをごく感じていて、「人と自然との触れ合い」を、特定多数の方が入られるネットワーク上で行われるのであれば、やっぱりそれを使って、きちんと滞留が望まれる場所では、より広い広場を、利用を特定しない広場を、より広く確保するであるとか、そういった保全措置に繋がっていただきたいですし、やっぱり施設利用の実態は調査されないことだとは思うのですけれども、やっぱりこれだけ必要な理由ですよ、逆に言うと、もっと周りに草地が必要ではないかという理由を調査できるようであれば、やっぱり調査すべきじゃないかと私は思いますので、そういった観点で、そういう広場利用のあり方をきちんとモニタリングしていただきたいと考えています。今のところは、このようなコメントです。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。事業者の方いかがですか。何か回答がございませうか。1点目、2点目は、参考にしていただければということだと思います。

【事業者(公園)】 すみません、3点目の委員のお答えなのですのでけれども、これからできる公園に対しての御意見だというふうに捉えさせていただいてよろしいでしょうか。それとも、今回のこの調査地点についての御意見というふうに捉えればよろしいでしょうか。

【横田委員】 調査地点が現在の土地利用計画に則って出来ている、というのは致し方ないので、これでいいと思います。けれども、この利用のされ方ですよ。きちんとその後の環境づくりに活用できるように、利用のされ方ですとか、頻度と密度ですとか、どういう方々がこういうところを利用されるかという社会的な属性であるとか、そういったところをきちんと調査していただきたいとは思っています。基本的には、公園のつくり方に対する意見です。

【奥会長】 はい、事業者の方よろしいですか。

【事業者(公園)】 はい、分かりました。

【奥会長】 近況の利用状況も踏まえての、今後に向けての計画を立てていますが、その辺の御説明をしっかりといただければと思います。

【事業者(公園)】 はい、分かりました。

【奥会長】 宮澤委員と酒井委員が手を挙げていらっしやって、先程、宮澤委員の方がお先でしたでしょうか。では、酒井委員、少々お待ちください。宮澤委員、どうぞ。

【宮澤委員】 すみません、お先に失礼します。今の横田委員の引き続きなのですが、方法書の中に「対象事業実施区域内の緑地を基本的にはすべてを改変する計画」(p.2-28 2.4.6)とあって、やっぱりすごく残念な思いをしているのですが、と同時に、整備方針として、「豊かな自然環境の創



出」(方法書 p.2-6)、「貴重な緑の拠点となる、自然豊かな環境づくりを目指す」(方法書 p.2-6)とあるのですが、正直この計画をみていると、人の利用は一生懸命考えているのだけど、人以外の利用がどうなっているのかを、事業者の方に御説明いただきたいのだけれども。その人以外の生物、植物も含めて豊かな自然環境は、どれを見れば、この部分が豊かな自然環境だと、この計画のこの図面の中で指摘できるのかを教えてください。

【奥会長】

はい。

【事業者(公園)】

現在のあの図面(方法書 p.2-20)の中でこの部分が人以外の生物にとって保護された空間になっていくというのは、正直言って、読み取るとは非常に難しいかなと思っております。敢えて言うなら「その他広場」と書いてある(方法書 p.2-20)ところはですね、特定の施設を配置していないということで、今後いろいろな可能性を持った空間になるのかなというふうに考えておりますけれども、委員が御指摘のように、この図面(方法書 p.2-20)の中で、人間以外の生物にとって、どんなふうに環境にプラスなのかというのが表現されているのか、という点については、申し訳ございませんが、この図面には表現しきれていないというところでございます。

【宮澤委員】

表現できるのでしょうか。例えば、表現していないのだけどころがあるのだという、そういう考えはおありなのでしょうか。

【事業者(公園)】

現在草地の環境ですとか、植栽帯がこの絵(方法書 p.2-20)に新たに載ってくるのですけれども、そういった植栽ですとか、草地がですね、実際どれ位に連続性があるのかとか、どれ位の面積を持ったものでどういう配置にできるのか、というのを検討しているところでございます。そういったところを、次の準備書でお示しをさせていただければというふうに考えております。

【宮澤委員】

結局、緑があればいいというものではなくて、緑の生態系なり、動植物の生態系があるわけですから、それを生かすような計画を求められるのだらうと思うのです。そうでないとすれば、「豊かな自然環境の創出」という整備方針は、もうこれは撤回すべきだらうと思います。そうした、ある意味、人間以外のものも、スペースというものを、こういった図面の中で、かなりしっかりと明示していただきたい、というのが私の意見でございます。

【奥会長】

はい、それではそういう御意見として、事業者の方も今後に向けて御検討ください。

【事業者(公園)】

はい、分かりました。

【奥会長】

酒井委員、お願いします。

【酒井委員】

まず確認なのですが、「全て改変」(p.2-28 2.4.6)というのは、その案について、方法書の2-21ページ、「盛土もしくは切土もしくは表層敷き均し」と書いてあって、つまり、既存の草地は全て1回剥ぎ取るとか、埋めるとかして、消えるという、そういう理解でよろしいですか。

【事業者(公園)】

想定として、まずは一番厳しい条件である全面改変というところで書いています。

【酒井委員】

そうですか。保全上必要だったら残すみたいなことも、まだあるということですね。

- 【事業者(公園)】 はい、状況によって細かく検討していきたいと思っております。
- 【酒井委員】 そうですか。やはり一旦全てなくなったものを、元のものを復元するというのはすごく大変だと思うので、そのまま積極的に残していただければと思います。
- それで、先程、横田委員への事業者さんからの逆の質問で、これは調査地点へのリクエストですか、それとも将来的な話をしたかというのがありましたけれども、私は質問の文脈的には横田委員と同じで、それで調査地点へのリクエストと考えます。草地というのが、一般的には、そのまま一括りで全部まとめてしまうかもしれないのですが、私も現地視察で見させていただいて、場所によって、かなり草丈、構造とかですね、種組成とか、かなり違いますね。だから、草地といっても、いろいろなタイプがあるわけですね。それを類型化して、それと各タイプと環境、例えばその土壌の湿度とか、加えてもっと重要なこととして管理の仕方ですよね、それらの関係の把握をされれば、自然環境の現状とその成り立ちについて、かなり理解できるのではないかと思います。それを踏まえて、草地のタイプごとに動物相の調査を行えば、出現する動植物について、希少性などの生物多様性への貢献といった保全価値の高さから、どういうところを重点的に残したらいいのか、という判断ができようかと思います。それを今後、今「保全ということも十分あります」とおっしゃっていただいたので、計画の中で反映していただければと思います。
- 【奥会長】 はい、いかがでしょう、事業者の方。
- 【事業者(公園)】 はい、どこまでタイプ別の草地環境が創出できるか、というところは、今後細かく検討させていただいて、また、将来、公園となりますので、管理の仕方についても、ある意味、一律に管理をしていかななくてはいけない部分と、もしかしたら管理の工夫ができるのではないかとこの部分が、別れてくるのが予想されますので、その辺りも、今後、詳細検討させていただいて、準備書でお示しをさせていただければと思います。
- 【酒井委員】 そうですね、何のために環境アセスの手続きをやっているのかといえ、事業ありきではなくて、事業の中で環境への保全というのをいかに反映させていくか、ということ議論していく場所ということなので、その辺の趣旨を御理解いただいて、よろしく願いいたします。
- 【奥会長】 はい、他はいかがですか。宮澤委員、どうぞ。
- 【宮澤委員】 先程1つ忘れていました。上瀬谷でもそうだったのですが、事業が複数ある、それで分断的に手続をやるのですが、多分、先程、墓園との関係は一体として企画提案し、できるだけ一体に行く、というお話がありましたけど、私は先程の視点から言うと、外周道路が50メートル幅でかなりボリュームがあるので、これもある意味、一体的にですね、どうやって草地環境とか生態系を連続的にも保全するか、という辺りを、外周道路も含めて、専門家の知見を生かすというような発想があってもいいような気がするので、そういう意味で、やはり分断的に行うのではなくて、外周道路との関係も本件公園の整備に含めるような視点で検討してもらいたいと思います。以上です。
- 【奥会長】 はい、ありがとうございます。外周道路については一体的にされると

いうことですね。

【事業者(公園)】 はい、失礼いたしました。私も外周道路を別で考えるという意味で公園と墓園というふうに申し上げたわけではなく、墓園の整備事業の中に外周道路が今回含まれておりますので、公園・墓園・外周道路が、当然にですね、一体となって検討をしていきたいと思えます。誤解を与えてしまい申し訳ございませんでした。

【宮澤委員】 いえいえ、分かりました。

【奥会長】 はい、よろしいでしょうか。他はいかがですか。大丈夫でしょうか。

本案件は継続案件になりますので、まだ今日だけではなくて、今後まだ御説明をいただく事項も残っておりますので、現時点で追加が特にないようでしたら、本案件についての審議はここで終了とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

では、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。事業者の皆様、どうもありがとうございました。御退室をお願いいたします。

(事業者退出)

#### オ 審議

【事務局】 事務局です。事業者、全員退場いたしました。

【奥会長】 はい、分かりました。それでは審議に入ります。追加で御意見等、ございますか。ありましたら、お願いいたします、よろしいですか。

ないようでしたら、先程の事業者の補足説明等について、関係する本日は御欠席の委員の方にも御意見等がないかどうか事務局の方で確認をするようお願いいたします。

【事務局】 かしこまりました。

#### (5) (仮称) 横浜市中区海岸通計画 第2分類事業判定届出書について

ア 答申(案)について事務局が説明した。

【奥会長】 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました答申案について、御意見等ございますでしょうか。修正すべき箇所など、何かお気付きの点がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

本件については、特に附帯意見もなしということで、まとめていただきましたが、大丈夫でしょうか。

それでは、特に御意見もないようですので、答申案につきましては、案(という文字を)を取ってこれで確定したいと思えますが、よろしいですか。はい、ありがとうございました。それではそのようにさせていただきます。他に、特に御意見等がなければ、本件に関する審議はこれまでとさせていただきます。本日の審議内容については会議録案で御確認いただきますよう、お願いいたします。

それでは本日予定されておりました議事については全て終了しましたので事務局にお返しいたします。

(傍聴者退出)

資 料 ・アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業が環境に及ぼす影響について(諮問)(写) 事務局資料

- ・アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業  
計画段階配慮書手続及び第2分類事業に係る判定手続について **事務局資料**
- ・アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業  
第2分類事業判定届出書の概要 **事業者資料**
- ・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書に関する  
指摘事項等一覧 **事務局資料**
- ・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価に関する補足資  
料 **事業者資料**
- ・(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業、(仮称) 深谷通信所跡地墓園整  
備事業 環境影響評価方法書に関する指摘事項一覧 **事務局資料**
- ・(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業、(仮称) 深谷通信所跡地墓園整  
備事業 環境影響評価方法書に関する補足資料 **事業者資料**
- ・(仮称) 横浜市中区海岸通計画が環境に及ぼす影響に係る答申 (案)  
**事務局資料**